

パフォーマンスシリーズ / SPR-P3 UPP および SPR-P5 UPP 太陽電池モジュール保証書

1. 製品および出力に関する保証

発効日：2020年9月1日

太陽電池モジュール 本保証は、発効日後にMaxeon Solar Technologies, Ltd.（以下「Maxeon」という）から販売された下記表記載の型番の太陽電池モジュール（以下「太陽電池モジュール」という）に適用される。

保証開始日 保証開始日とは、(i) 太陽電池アレイの系統連系日、または (ii) 製品引渡から 6 ヶ月後のいずれか早い方の日付とする。引渡日が確認できない場合は、代わりに製造日を用いる。

製品保証 Maxeon は、本保証の条件に従い、下記表に記載するとおり製品保証期間中、通常の用途、設置、使用および稼働条件の下、太陽電池モジュールの機能に著しく影響を及ぼす材料および製造上の欠陥がないことを保証する。

出力保証 Maxeon は、本保証の条件に従い、下記表に記載するとおり出力保証期間中、少なくとも太陽電池モジュールの実際の最大出力値¹が保証出力を維持することを保証する。

太陽電池モジュール	製品保証期間	出力保証期間	保証最大出力
SPR-P3-xxx-UPP SPR-P5-xxx-UPP	保証開始日から 12年間	保証開始日から 30年間	出力保証期間の第1年度には最大出力の下限值 ² の 98%。出力保証期間のその後の各年度の期首に 0.45% ずつ引き下げて、最終の第30年度には 85%。

2. 保証請求手続きおよび範囲

太陽電池モジュールが本保証に適合しない場合において、出力損失の原因が（全部または一部を問わず）第4項に定める除外および制限事項以外の事項によりもたらされるまたは起因するとMaxeon が単独の合理的な裁量により判断したときは、Maxeon は、保証期間に、本書に従い欠陥のある太陽電池モジュールを（自らの単独かつ絶対的な裁量により）修理、交換または返金をする。

本保証のもとで保証請求を行うことが出来ると考える場合には、直ちに Maxeon (customers@maxeon.com) に連絡するものとする。Maxeon は、保証請求を受けた際、保証登録情報、購入、配送または設置を証する書証、シリアル番号および型式番号を含め保証請求を根拠づけるための追加情報を求めることができるが、求められる情報はこれらに限定はされない。Maxeon の保証義務は、これら追加情報のすべてを適時提出することが条件となる。Maxeon による事前の書面による許可がある場合を除き、太陽電池モジュールの返品は受け付けないものとする。

Maxeon が当該太陽電池モジュールにつき補修または交換を行う場合、Maxeonは、故障品の設置場所からMaxeonまで取りおおよびMaxeonから設置場所までの太陽電池モジュールの修理完了品または交換品の発送に要する合理的かつ通常の運送費用を負担する。太陽電池モジュールの交換品は、修理または再製造された太陽電池モジュールであり得るものとし、保証対象の太陽電池モジュールと電気的および構造的に互換性があり、かつ実質的に同等以上の定格出力を満たすものとする。

Maxeon は、製品保証または出力保証に基づき返金する場合、当該太陽電池モジュールの販売時の価格または当該太陽電池モジュールの販売時の金額に当該太陽電池モジュールの保証出力（%）から実際の出力（%）との差分を掛け合わせた金額を支払うものとする。ただし、当該太陽電池モジュールの販売時の価格は、保証開始日の5年後から3.85%が毎年減額される。

¹ 「最大出力値」は、IEC61215に記載のとおり、IEC60904に従って測定され、3%の測定公差を考慮する標準試験条件（放射照度1000W/m²、AM1.5、25°C、NREL校正、SOMS電流、LACCS FF及び電圧）での太陽電池モジュールの出力値である。最大出力値の測定においては、出力測定の正確さを確保するため、200msを下回らない掃引速度を必要とする。Maxeonは要望に応じて詳細な試験手順または公認試験機関のリストを提出することが可能である。

² 「最大出力の下限值」とは、太陽電池モジュールのラベルに記載される定格出力をいう。

3. 保証請求に関する一般条件

- a) 本保証に基づく適用範囲、権利および性能のすべては、Maxeon に対する全額の支払（支払利息または遅延損害金の全額の支払を含む）が完了していることを条件とする。
- b) 保証請求は、いかなる場合でも保証期間内に提出しなければならない。保証期間外の請求についてはいかなる潜在的または発見されなかった欠陥に関する請求も無効な請求となり、Maxeon はこれを拒否する。
- c) いかなる修理済みまたは交換済みのモジュールに関しても、製品保証期間および出力保証期間は、それぞれの当初の期間を超えて延長されない。
- d) 太陽電池モジュールが種類を問わず自動車のような可動性プラットフォーム上で使用される場合には（ただし追尾式架台は除く）、製品保証期間および出力保証期間は、それぞれ12年間に限定される。
- e) 太陽電池モジュールがフローティングシステムに設置される場合には、Maxeonからの期間、条件および変更等が記載された承諾書で事前に承認されていない限り、保証から除外される。
- f) 太陽電池モジュールを交換した場合、交換された太陽電池モジュールの所有権は、Maxeon に移転するものとする。
- g) 本保証は、いかなる第三者に対しても完全に譲渡可能である。ただし、本保証の保有者は、Maxeon に対し、(i) 譲渡の通知および(ii) 当該譲渡を証明する合理的な書類を提出することを条件とする。

4. 除外および制限事項

本保証は、以下のいずれかに該当する場合には、適用されない。

- a) 次のいずれかの状態にある太陽電池モジュール(1)誤用、不正使用、放置もしくは事故、(2)改造、不適切な設置もしくは撤去（不適切な設置とは、Maxeon の安全設置取扱説明書もしくはオペレーションやメンテナンスなどのあらゆる説明書（各書面はMaxeon の独自の判断で随時更新され、当初のものとは異なる場合がある）に不遵守、もしくはそれぞれの国および地域の法令等の不遵守を含むがこれらに限定されない）、(3) Maxeon の認定保守技術者以外の者による修理もしくは改良、(4)電圧、風荷重もしくは雪荷重の仕様を超える条件、(5) 停電もしくは電源障害サージ、(6) 落雷、洪水もしくは火災その他不可抗力に起因する間接的もしくは直接的な破損、(7) 人、昆虫、動物、植物等の生物、もしくは工業化学物質への暴露から受ける破損、または(8)Maxeon の支配外にある衝撃または他の事象に起因する破損。
- b) 太陽電池モジュール材料の通常の損耗に起因する表面的な影響、または本保証で保証されている保証出力の値を下回らないその他の外観上の変化。太陽電池モジュール材料の通常の損耗には、フレームの退色、ガラス被覆の風化、および個々の太陽電池セルまたは太陽電池モジュールの全ての部分の周囲または上部の変色部分を含むがこれらに限定されない。
- c) 塩水が直接かかる可能性があるMaxeonの裁量で判断される場所に設置された太陽電池モジュール。
- d) 型式またはシリアル番号を含むラベルが変更され、除去され、または判読不能となっている太陽電池モジュール。
- e) Maxeon の明示的な書面による承認なく当初の設置場所から移動された太陽電池モジュール。
- f) 二世帯用住宅および連棟住宅を含むがこれらに限らず、一戸建て住宅または半戸建て住宅に設置された太陽電池モジュール。ただし、アパートやマンションは、本保証から除外しないものとする。
- g) Maxeon の単独の裁量で、材料または製造上の欠陥、または太陽電池モジュールに対するその他破損の結果として、出力保証に該当しない太陽電池モジュール。

Maxeon は、本保証に基づく不履行または履行遅滞が、天災、労働争議、公的機関の行為、戦争、暴動、ストライキ、禁輸、テロリスト、民事当局もしくは軍事当局の行為、火災、洪水、ハリケーン、台風、竜巻、火山活動、地震、津波、事故、エビデミックまたはパンデミック（COVID-19 を含むがこれに限らない）のために、または Maxeon の合理的な支配を超えたその他の原因もしくは状況により引き起こされた場合には、顧客またはいかなる第三者に対しても一切の責任を負わないものとする。

5. 保証範囲の制限および適用法

日本の強行法規に基づく制限（製造物責任法第3条に基づく責任が含まれるがこれに限定されない。）を前提として、本出力保証は、他

SUNPOWER

FROM MAXEON SOLAR TECHNOLOGIES

のすべての明示または黙示の保証（商品性および特定の目的、使用または用途への適合性の保証を含むがこれらに限定されない。）ならびに Maxeon の他のすべての義務または責任に明示的に代わるものであり、これらを排斥する。ただし、当該他の保証、義務または責任が、Maxeon により明示的に書面で合意され、署名され、承認されている場合には、この限りではない。相反するいかなる条項に限定されることなく、Maxeon は、太陽電池モジュール（モジュールの欠陥、使用または設置を含むがこれらに限定されない。）から生じ、または関連するあらゆる原因により一切の人的もしくは物的な損害もしくは損傷、またはその他の一切の損失もしくは損傷について、何らの義務も責任も負わないものとする。Maxeon は、いかなる状況においても、原因を問わず、特別損害、間接損害、付随的損害または、派生的損害については一切賠償責任を負わないものとする。逸失利益、収益の減少、使用の制限、生産の減少、事業機会もしくは営業上の信用の逸失、資本コスト、代替電力費用、資金調達費用、燃料費は、これらに限られるものではないが、特に保証の範囲から除外される。損害賠償またはその他がある場合における Maxeon の責任総額は、保証請求の原因となった提供済みまたは提供予定の製品一式またはサービスに対して顧客が Maxeon に対して支払った金額を超えないものとする。

本保証のいずれかの規定が、裁判所またはその他正当な管轄権を持つ機関により違法と判断された場合には、当該規定は、当該裁判所またはその他正当な管轄権を持つ機関の法律を遵守するために必要な最小限の範囲で、かつ本保証の残りの規定が引続き完全に効力を有し得るよう最小限の範囲で修正されるものとする。

本保証は、太陽電池モジュールが設置された法域の法律に準拠するものとし、かつ同法に従い解釈されるものとする。当該法域に所在する管轄裁判所は、本書に起因するいかなる紛争に対しても専属管轄権を有するものとする。